

三原市農業委員会第2回定例総会議事録

1. 開会日時・場所

日時 令和6年2月22日(木) 午後2時00分
場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員19名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	新庄 實雄	2番	花山 哲男	3番	久留本 忠美
4番	林 壽彦	5番	竹廣 愛	6番	—
7番	平木 時治	8番	武郷 勝巳	9番	生駒 健人
10番	山本 明雄	11番	山口 郁恵	12番	阪井 瑞枝
13番	田坂 友彦	14番	郷谷 幸男	15番	山口 龍子
16番	河村 博	17番	佐々木 豊彦	18番	井長 哲
19番	兼光 一美				

欠席委員

6番 信藤 延夫

3. 議事録署名人

9番 生駒 健人 12番 阪井 瑞枝

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主任 茂見 鉄平 主任 長里 奉慶
農林水産課 主事 原田 愛理

5. 審議事項

第8号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第9号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第10号議案 農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について
第11号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第12号議案 非農地証明申請について
第13号議案 農用地利用集積計画について

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、18名で定足数に達しておりますので、第2回総会は成立しております。なお、6番 信藤委員から欠席する旨、通告がありましたので報告いたします。
会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、9番 生駒委員、12番 阪井委員を指名します。

議長 それでは、申請に基づく議題に入ります。
議事日程は、日程第1を第8号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第6第13号議案を先に審議します。
議案書をご覧ください。

議長 日程第6 第13号議案を上程します。
「農用地利用集積計画」の決定について、三原市長からの依頼です。
第13号議案に係る、資料13の第1番から第19番について審議します。

担当者の説明を求めます。

事務局

それでは議案書 14 ページをご覧ください。第 13 号議案農用地利用集積計画について説明します。

この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用して利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定により決定を求めるものです。

今回、農地中間管理機構を通して利用権設定を計画する農用地は議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。

三原地域から件数 8 件、筆数 19 筆、面積 22,892.03 m²が提出されています。

なお、利用権を設定する農用地については、資料 13 の 2 ページに記載しています。

今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。

以上で説明を終わります。

議長

担当者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、第 13 号議案について、第 1 番から第 19 番は、全て原案のとおり承認決定されました。

ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので、退席します。お疲れ様でした。

議長

次に、日程第 1 第 8 号議案を上程します。

農地法第 3 条の規定による許可申請について、第 6 件から第 15 件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 1 ページをご覧ください。

第 8 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。

第 6 件は、〇〇から糸崎 5 丁目の〇〇が、糸崎 5 丁目〇〇 外 6 筆 地目：畑 合計 432.91 m²について、住宅とともに譲り受け耕作するものです。

第 7 件は、亡〇〇相続財産管理人の〇〇から円一町 3 丁目の特定非営利活動法人〇〇が、小坂町〇〇 外 1 筆 地目：田 1 筆 畑 1 筆 合計 1,322 m²を、障害者福祉事業として耕作活動を行うため譲り受けるものです。

許可基準は、農地法施行令第 2 条第 1 項第 1 号ハ「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる」場合に該当します。

第 8 件は、〇〇から中之町 9 丁目の〇〇が、沼田 1 丁目〇〇 外 2 筆 地目：畑 合計 238 m²を、住宅とともに譲り受けて耕作するものです。

第 9 件は、〇〇から本郷町の〇〇が、本郷町上北方〇〇 地目：田 734 m²について、以前から管理しており、譲り受けて引き続き耕作するものです。

第 10 件は、〇〇氏から本郷町の〇〇が、本郷町南方〇〇 外 3 筆 地目：田 合計 4,877 m²を、以前から管理しており、譲り受けて引き続き耕作するものです。

第 11 件は、〇〇から本郷町の〇〇が、本郷町南方〇〇 地目：田 724 m²を、居住地に近いいため譲り受けるものです。

第 12 件は、〇〇から本郷町の〇〇が、本郷町南方〇〇 外 1 筆 地目：田 合計 325.99 m²を、隣地に住宅を建設予定であり、農地を合わせて譲り受けて耕作するものです。

第 13 件は、〇〇から東広島市の〇〇が、本郷町南方〇〇 外 2 筆 地目：田 合計 1,028 m²について、実家から近く、経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第 14 件は、〇〇から久井町の〇〇が、久井町小林〇〇 地目：畑 1,719 m²について、居住地から近く、以前から管理しており、譲り受けて耕作するものです。

第 15 件は、〇〇から大和町の〇〇が、大和町椋梨〇〇 外 8 筆 地目：田 6 筆 畑 3 筆

合計 11,235 m²について、居住地に近く耕作に便利のため譲り受けるものです。

以上、申請案件は全て農地法第3条の許可要件を満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに変え、補足で意見のある委員は発言をしてください。

補足意見はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議 長

補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

農地法第3条の規定による許可申請、第6件から第15件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、日程第2 第9号議案を上程します。

農地法第4条の規定による許可申請について、第2件から第4件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書6ページをお開きください。第9号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

最初に、議案の訂正がございます。

第2件の摘要欄に記載しております許可基準ですが、「施行令第4条第1項第2号イ」を、「法第4条第6項ただし書」に訂正願います。

第2件は、株式会社〇〇が、沼田東町七宝〇〇の一部 地目:田 3,277 m²のうち475 m²について、農業用倉庫に転用するもので、内容は、乾燥調整施設1棟、穀庫1棟です。

第3件は、〇〇が、本郷町南方〇〇 地目:田 41 m²について、排水施設として水路に転用するものです。

第4件は、〇〇が、久井町坂井原〇〇の一部 地目:畑 126 m²のうち4.91 m²について、墓地に転用するもので、内容は、墓石1基、法名碑1基です。

申請地の農地区分は、第2件が農用地区域内農地で、第3件及び第4件はいずれも第2種農地です。

許可基準は、第2件が、農用地区域内農地の不許可の例外規定「農地法第4条第6項ただし書」の「農用地区域内農地を農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当します。

第3件及び第4件は、いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、「農地法第4条第6項第2号」の「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

なお、農振区分が農振農用となっている案件は、いずれも前回第1回定例総会で「農振農用地区域からの除外及び用途区分の変更は妥当」と可決されており、令和6年3月中に除外、変更見込みです

農地法第4条に係る許可申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに変え、補足で意見のある委員は発言をしてください。

補足意見はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

- 議 長 補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- ・・・「質疑なし」の声あり・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第4条の規定による許可申請、第2件から第4件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
可決された議案のうち、農用地区域内農地である第2件については、農地法第4条第5項の規定により、広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には、許可書を交付することに異議ありませんか。
- ・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議 長 異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。
- 議 長 次に、日程第3 第10号議案を上程します。
農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、第2件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書7ページをお開きください。第10号議案 転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。
第2件は、本郷町本郷〇〇(東本通土地区画整理事業区域内・仮換地〇〇街区〇〇)について、当初、株式会社〇〇が令和5年2月24日付けで農地法第5条許可を受け造成した宅地を、この度、坂本 明宏氏が購入し、住宅を建築することとなりましたが、土地区画整理事業施行中により地目変更が行えないため、事業計画を変更するものです。
事業計画変更後の農地転用については、この後、第11号議案 農地法第5条の規定による許可申請第13件においてご審議いただきます。
転用許可後の事業計画変更承認申請についての説明は以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。
- ・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、第2件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
- 議 長 農地法第5条の規定による許可申請について、第4件から第26件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書8ページをご覧ください。第11号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。
第4件は、〇〇から、株式会社〇〇が、中之町7丁目〇〇 地目:田 954㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル180枚、2棟、発電量49.5kW規模です。
第5件は、〇〇から、株式会社〇〇が、深町〇〇の一部外2筆 地目:田2筆、畑1筆 合計517㎡について、賃借権の設定により、資材置場等に転用するもので、内容は、足場資材178㎡、駐車場10区画、プレハブ1棟です。
第6件は、〇〇から、〇〇企業組合が、深町〇〇外2筆 地目:田 合計1,417㎡について、所有権の移転を受け、事務所等に転用するもので、内容は、事務所1棟、プロパン置場1棟、

駐車場 13 区画です。

第 7 件は、〇〇から、〇〇が、小坂町〇〇 地目:田 346 m²について、使用貸借権の設定により、宅地に転用するもので、内容は、住宅 1 棟、駐車場 3 区画です。

第 8 件と第 9 件は、譲受人が株式会社〇〇で、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するものであるため、合わせて説明します。

第 8 件は、譲渡人 〇〇から、沼田 3 丁目〇〇外 1 筆 地目:田 合計 1,214 m²について、太陽光パネル 180 枚、4 棟を設置するものです。

第 9 件は、譲渡人 〇〇から、沼田 3 丁目〇〇外 2 筆 地目:田 合計 699 m²について、太陽光パネル 146 枚、7 棟を設置するものです。

発電量はすべて 49.5kW 規模です。

第 10 件は、〇〇から、有限会社〇〇が、高坂町真良〇〇 地目:田 1,768 m²について、所有権の移転を受け、資材置場に転用するもので、内容は、鋼材 975 m²です。

第 11 件と第 12 件は、譲受人が株式会社〇〇で、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用する同一案件であるため、合わせて説明します。

第 11 件は、譲渡人 〇〇から、鷺浦町向田野浦〇〇 地目:畑 668 m²、

第 12 件は、譲渡人 〇〇から、鷺浦町向田野浦〇〇 地目:畑 672 m²、合計 2 筆、1,340 m²に、太陽光パネル 180 枚、2 棟、発電量 49.5kW 規模を設置するものです。

第 13 件は、先ほど第 10 号議案において事業計画の変更をご審議いただいた件です。株式会社〇〇から、〇〇が、本郷町本郷〇〇 地目:畑 60 m²(東本通土地区画整理事業:仮換地〇〇街区〇〇 145.42 m²)について、所有権の移転を受け、併用地の宅地 140.39 m²とともに宅地に転用するもので、内容は、住宅 1 棟、駐車場 3 区画です。

第 14 件は、〇〇から、〇〇が、本郷北 4 丁目〇〇 地目:畑 48 m²について、所有権の移転を受け、駐車場に転用するもので、内容は、駐車場 1 区画です。

第 15 件は、〇〇から、〇〇が、下北方 1 丁目〇〇外 1 筆 地目:畑 合計 419 m²について、所有権の移転を受け、歯科医院建築のため宅地造成を行うものです。

第 16 件は、〇〇から、株式会社〇〇が、本郷町南方〇〇 地目:田 1,686 m²について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル 192 枚、16 棟、発電量 49.5kW 規模です。

第 17 件は、〇〇から、〇〇が、本郷町南方〇〇外 1 筆 地目:田 合計 449 m²について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は、住宅 1 棟、駐車場 2 区画です。

第 18 件は、〇〇から、株式会社〇〇が、本郷町南方〇〇 地目:田 377 m²について、所有権の移転を受け、駐車場及び資材置場に転用するもので、内容は、砂・砂利 24 m²、倉庫 1 棟、駐車場 8 区画です。

第 19 件は、〇〇から、〇〇が、久井町羽倉〇〇 地目:畑 226 m²について、所有権の移転を受け、倉庫及び駐車場に転用するもので、内容は、倉庫 1 棟、駐車場 3 区画です。当該案件は、転用の許可を得ることなく、倉庫に転用していることから、始末書を求め提出されています。

第 20 件と第 21 件は、譲受人が株式会社〇〇で、賃借権を設定し、養魚池に転用するものであるため、合わせて説明します。

第 20 件は、譲渡人 〇〇から、大和町上徳良〇〇外 1 筆 地目:田 合計 3,617 m²について、養魚池 4 面を整備するものです。

第 21 件は、譲渡人 〇〇から、大和町上徳良〇〇 地目:田 1,623 m²について、養魚池 2 面を整備するものです。

第 22 件から第 24 件も、譲受人が株式会社〇〇で、所有権の移転を受け、養魚池及び駐車場に転用するものであるため、合わせて説明します。

第 22 件は、譲渡人 〇〇から、大和町上徳良〇〇 地目:田 2,131 m²について、養魚池 3 面を整備するものです。

第 23 件は、譲渡人 〇〇から、大和町上徳良〇〇外 1 筆 地目:田 合計 2,766 m²について、養魚池 8 面と管理道路を整備するものです。

第 24 件は、譲渡人 〇〇から、大和町上徳良〇〇外 1 筆 地目:田 合計 1,963 m²について、養魚池 4 面、管理道路、駐車場 11 区画を整備するものです。

第 25 件と第 26 件は、譲受人が〇〇株式会社で、所有権の移転を受け、変電所に転用する同一案件であるため、合わせて説明します。

第 25 件は、譲渡人 〇〇から、大和町上徳良〇〇外 4 筆 地目:田 合計 5,259 m²について、

第 26 件は、譲渡人 〇〇から、大和町上徳良〇〇 地目:田 1,186 m²、合計 6 筆、6,445 m²について、制御室 1 棟、鉄塔 1 基、変圧器等、進入路、車両転回場、駐車場を整備するもの

です。

最後に、各件の農地区分と許可基準についてお示しいたします。

農地区分については、第 10 件及び第 20 件から第 26 件までが第 1 種農地、第 13 件から第 15 件までが第 3 種農地で、その他の案件は全て第 2 種農地です。

許可基準についてですが、第 10 件は、第 1 種農地の不許可の例外規定：農地法施行規則第 33 条第 4 号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

第 13 件から第 15 件は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロ(1)「市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

第 20 件から第 23 件及び第 24 件の養魚池については、第 1 種農地の不許可の例外規定：農地法施行規則第 35 条第 3 号「水産動植物の養殖用施設その他これに類するもの」に該当します。

第 24 件の、駐車場については、第 1 種農地の不許可の例外規定：農地法施行規則第 35 条第 5 号「既存施設の拡張であって、拡張に係る部分の面積が、既存施設の敷地面積の 2 分の 1 を超えないもの」に該当します。

第 25 件と第 26 件は、第 1 種農地の不許可の例外規定：農地法施行規則第 37 条第 1 号「土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業」に該当します。

その他の案件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地法第 5 条第 2 項第 2 号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

なお、農振区分が農振農用となっている案件は、いずれも前回第 1 回定例総会で「農振農用地区域からの除外は妥当」と可決されており、令和 6 年 3 月中に除外見込みです。

農地法第 5 条許可申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに変え、補足で意見のある委員は発言をしてください。

補足意見はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議 長

補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

農地法第 5 条の規定による許可申請、第 4 件から第 26 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

可決された議案のうち、転用面積が 30 アールを超える農地及び第 1 種農地である、第 10 件及び第 20 件から第 26 件については、農地法第 5 条第 3 項の規定により、広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には、許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長

異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。

議 長

次に、日程第 5 第 12 号議案を上程します。

非農地証明申請について、第 4 件から第 6 件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 12 ページをご覧ください。第 12 号議案 非農地証明申請について説明します。

第 4 件は、〇〇から、糸崎町〇〇 ほか 8 筆 地目：畑 合計 352.63 m²について、平成 10 年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。

第5件は、〇〇から、田野浦3丁目〇〇 ほか1筆 地目：田 合計495㎡について、昭和60年頃から耕作放棄し、現況地目：原野として申請されています。

第6件は、〇〇から、鷺浦町向田野浦〇〇 地目：畑 319㎡について、平成22年頃から耕作放棄し、現況地目：原野として申請されています。

申請地の農地区分は、第4件の糸崎4丁目〇〇が市街化区域内の農地、ほかは全て第2種農地です。

非農地証明申請についての説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに変え、補足で意見のある委員は発言をしてください。

補足意見はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議長

補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

非農地証明申請、第4件から第6件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

議長

以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。

事務局の説明を求めます。

事務局

1 農地法関係諸証明事務等について

○農地法第3条の3第1項(権利取得の届出) 1件

○農地法第5条の規定による農地転用届出受理 1件

○農地改良届出受理 1件

2 その他

○今後の日程

令和6年第3回定例総会 3月25日(月)14時

議長

その他、何かありませんか。

無いようなので、これをもちまして総会を終了します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後2時38分

令和6年3月25日

議長(会長)

議事録署名者

同 上